

厚生委員会報告資料

令和 7 年 8 月 2 0 日

報告事項件名	頁
1 メタバースを活用したひきこもり居場所支援の開始について・・・・・・・・・・	2
2 足立区障がい福祉関連計画策定等委託の公募型プロポーザルによる事業者 の特定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
4 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期 計画策定支援委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について・・・	1 3
5 足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプラン（R6～R8）の取組み報告 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件名	メタバースを活用したひきこもり居場所支援の開始について
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課
内容	“セーフティネットあだち”における、対面（リアル）以外の新たな居場所支援として、“メタバースを活用した居場所”を開始したため、以下のとおり報告する。 1 メタバースとは (1) インターネット上に構築された三次元の仮想空間 (2) 自身の代わりとなるアバターを操作して他者と交流 2 主なターゲット (1) ひきこもり本人（世代は問わない） → 特に若い世代が参加につながりやすくなる狙い (2) 対面（リアル）では抵抗があるが、他者とのつながりを持ちたい方 (3) 家族（親やきょうだい）や支援に関わる方も参加可能 【参考】令和6年度居場所支援の実績 ① 居場所登録者数：24人 ② 居場所延べ利用件数：528件（1日平均約2.2人） ③ 居場所利用の7割が20代、30代 ④ 居場所利用の7割が男性 ⑤ 新規利用登録者のうち約8割が20代、30代 3 目的・メリット (1) 外出せず気軽に他者や社会と“つながり”や“きっかけ”作り (2) 肩書きや経歴を気にせず参加可能（アバターを介して交流） (3) メタバースをきっかけとしてリアル（対面）での関わりにつなげる。 4 運用開始日 令和7年7月15日（火）開始 5 周知方法 (1) 区ホームページ、SNS (2) セーフティネットあだちホームページ (3) ひきこもり相談に来られた本人や家族への個別案内 (4) 足立ひきこもり家族会での個別案内

6 運用スキーム（画面イメージは別紙参照）

管理・運用は、セーフティネットあだち運営の受託事業者（株式会社キズキ）が行う。

項目		詳細
①	開催日	月2回開催（第1、第3火曜日）
②	開催日時	午後1時～午後4時の3時間
③	利用可能人数	最大12名、同時間帯で6名まで利用可能
④	参加要件	特になし （インターネット環境があれば参加可能）
⑤	参加費	無料
⑥	参加手続き	入室に際し事前登録が必要
⑦	入退室	途中参加、途中退室可能
⑧	配慮	匿名、顔を出さない、声も出さない全て可
⑨	出来ること	個別相談、利用者同士のコミュニケーション 自己理解ワークショップやテーマトーク 等

7 運用開始後の状況

（1）事前登録者数（8月6日時点）

6名（ひきこもり本人4名、家族1名、その他関係者1名）

（2）初回：7月15日（火）午後1時～午後4時

参加者	2名（ひきこもり本人1名、家族1名）※ 家族関係無し
参加の様子	本人：スタッフとクイズ等で交流（約1時間利用） 家族：個別スペースにてスタッフと相談（約2時間利用）

（3）8月5日（火）午後1時～午後4時

参加者	1名（ひきこもり本人）
参加の様子	チャット機能でスタッフとクイズ等で交流（約3時間利用）

8 今後の方針

- （1）対面での支援と併用しながら、ひきこもり本人にとって安心して過ごせる・話せる居場所を提供し、居場所登録者の増につなげていく。
- （2）ご利用された方の意見を伺いながら、利用者同士の会話や交流が進むようなイベントやワークショップも企画していく。

メタバース居場所のイメージ

1 実際の画面イメージ



2 使用ソフト

既製のバーチャルオフィスツールを使用

※ 声を出さないチャット機能、様子を見るだけの参加機能もあり

3 安全・安心対策

- (1) セーフティネットあだちの運営スタッフ3名がメタバース上に常駐
- (2) メタバース上のスタッフが参加者への声かけ
- (3) 参加者の交流の様子をスタッフが随時見回り確認

4 その他

- (1) 個別スペース：クローズドな空間で相談やお話が可能
- (2) 交流スペース：スタッフの声かけでゲームや居合わせた方との交流が可能

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件名	足立区障がい福祉関連計画策定等委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 障がい福祉課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課
内容	足立区障がい福祉関連計画策定等委託事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 1 業務名 足立区障がい福祉関連計画策定等委託 2 業務目的 今後の障がい福祉施策の方向性を示す「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～」(計画期間：令和6年度から令和11年度)の中間年評価と合わせ、「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」(令和9年度から11年度)を策定する。 3 業務内容 (1) 障がい者の生活実態調査の実施による現状の把握および結果の分析・評価 (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の障がい施策の現状分析 (3) 今後の障がい福祉施策の事業分析や各指標の推計等の検討結果のまとめ (4) 「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の作成・印刷製本 (5) 会議等の運営支援など 4 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社 日本能率協会総合研究所 (代表者 譲原 正昭) (2) 所在地 東京都港区芝公園三丁目1番22号 5 申込事業者数 (1) 書類審査(第一次評価) 3事業者 ① 選定基準の6割を満たした事業者 2事業者 ② 選定基準の6割を満たせなかった事業者 1事業者 (2) プレゼンテーション(第二次評価) 2事業者 6 提案価格 18,019,199円(税込) 7 業務期間 契約日から令和9年3月31日まで

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) 障がい福祉全般に関する現状や今後の課題を的確に把握しており、質疑や資料からも専門性や信頼感などが明確に伝わってきた。
- (2) 障がい児を含む子どもの声を把握する手法として、絵などによる表現も活用できるようにするという独自の提案があり、新たな視点を取り入れられていた。

9 特定までの経緯

- (1) 公募期間 第一次 令和7年5月2日から5月14日まで
 第二次 令和7年6月20日から7月11日まで

- ## (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催回／開催日	内 容	審査事業者数
第1回 令和7年4月24日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回 令和7年6月17日	第一次選考（提案書提出者の選定：書類審査）	3事業者
第3回 令和7年8月1日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	2事業者

イ 委員構成（計 7 名）

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	石渡 和実 【委員長】	東洋英和女学院大学 名誉教授
	大村 美保	筑波大学 人間系（障害科学域）助教
区 民	島田 桂子	足立区民生・児童委員協議会 障がい者福祉研究部会
	漆原 康次	足立地区人権擁護委員
区職員	伊東 貴志	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長
	森田 剛	福祉部 福祉管理課長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙「提案書提出者選定結果（第一次）」及び「提案書特定結果（第二次）」
のとおり

10 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年 9月	契約の締結
令和7年10月から 令和8年3月まで	① 障がい者の生活実態調査の設計、実施、分析 ② 障がい者の生活実態調査報告書の作成
令和8年4月から 令和9年3月まで	① 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の素案作成 ② パブリックコメント ③ 関係団体ヒアリング ④ 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定

提案書提出者選定結果（第一次）

項番	評価項目	評価配分	評価点		
			能率 (※1)	B者	C者
1	経営状況	20%	140	140	112
2	専任性	20%	108	104	80
3	業務執行技術力	20%	132	120	52
4	業務遂行力	20%	84	88	72
5	企業の方針	15%	102	57	57
6	社会的貢献度	5%	27	0	0
評価点合計			593	509	373
加点（10%）			0	0	0
総合計			593	509	373
順位			1	2	3
選定結果			選定	選定	

【備考】

- ① 「能率」とは、「株式会社 日本能率協会総合研究所」のこと（※1）。
- ② 「C者」は、選定基準を満たせず選定外。

提案書特定結果（第二次）

項番	評価項目	評価項目	評価配分	評価点	
				能率 (※1)	B者
1	業務の理解度	業務提案趣旨 業務の理解度は十分か	20%	132	108
2	管理体制	スケジュール調整および進行管理の 仕組みが整っているか	10%	64	58
		役割分担が明確で、連絡調整の仕組 みが整っているか	5%	33	29
3	障がい者（児）の 問題に対する現状 分析	障がい者（児）の問題に対する現状把 握や解決のための取組みについて、足 立区の地域特性に応じた内容で具体 的・実現可能か	15%	93	81
4	提案内容の的確性	障がい者（児）等実態調査やデータ 分析方法、計画策定手法が妥当か 提案内容は、具体的で実現可能か	20%	120	100
		個人情報の管理方法は適切か	5%	32	28
5	コスト	提案見積金額が妥当か	10%	14	14
6	説明力・説得力	説明に説得力があるか・論理的か 説明がわかりやすく質疑応答が的確 か	10%	68	48
7	資料作成能力	提案書がわかりやすいか 誤字・脱字の有無	5%	27	24
評価点合計				583	490
加点（2%～5%）				0	0
総合計				583	490
順位				1	2
結果				特定	

【備考】

- ① 「能率」とは、「株式会社 日本能率協会総合研究所」のこと(※1)。

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件名	足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	足立区地域包括支援センター事業業務委託について、評価委員会を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。 1 対象施設 地域包括支援センター新田 ※ 地域包括支援センター新田は、前受託事業者からの申し出により、令和4年度で随意契約を終了し、令和5年度の委託から公募型プロポーザル方式に変更した。 2 受託事業者 社会福祉法人 白寿会（理事長 川名 美枝子） 3 評価結果 （1）評価項目 合計495点（平均99.0点） （2）評価の決定 合計点の平均が8割以上のため、委託契約を更新する。 （3）業務期間（更新期間） 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（更新3回目） ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長5回まで（令和11年3月31日まで）契約を更新することができる。 4 評価対象期間 （1）令和6年度 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで （2）令和7年度 令和7年4月1日から令和7年6月30日まで 5 主な評価の内容 地域包括支援センターの運営事業 6 委員会日時 令和7年7月3日（木）午後2時から午後4時まで

7 委員等構成

種別	氏名	役職等
委員	伊東 貴志	福祉部長
	半貫 陽子	福祉部 高齢者施策推進室長
	徳井 傑	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課長
	小峯 直樹	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長
	橋本 太郎	地域のちから推進部 絆づくり担当部長
オブザーバー	榊原 美樹	【学識経験者】 明治学院大学教授

8 評価方法

(1) 担当課評価

ア 令和6年度業務委託評価の結果

- ① 委員評価
- ② 履行評価
- ③ 取組評価

イ 現地調査

- ① 個人情報の管理、プライバシーの保護
- ② 執務室内の設備（相談室・事務室）
- ③ 設置場所

(2) 委員会評価

令和7年度事業報告兼計画書及び事業者に対するヒアリング

9 評価配点

評価項目	配点
令和6年度業務委託評価の結果	50点
事務所内の実地検査	4点
令和7年度事業計画及び運営体制等	46点
合 計	100点

10 評価基準

足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会設置要綱に定める評価基準に基づき採点を行い、全ての評価項目の合計の平均で判断をする。

評価基準	継続の可否
合計点の平均が8割以上	可
合計点の平均が6割以上8割未満	条件付きで可
合計点の平均が6割未満	否

1 1 評価項目

項目ごとの配点と委員 5 名の平均点

評価項目			配点	評価の 平均
令和 6 年度 業務委託 評価の結果	運営体制		5	5.0
	総合相談支援		5	5.0
	権利擁護		5	5.0
	包括的・継続的ケアマネジメント		5	5.0
	在宅医療・介護連携推進		5	5.0
	生活支援体制整備及び一般介護予防		5	5.0
	認知症施策関連		5	5.0
	地域ケア会議推進		5	5.0
	家族介護者支援		5	5.0
	寄り添い支援活動		5	5.0
事務所内の 実地検査	個人情報の管理・プライバシーの保護		2	2.0
	執務室内の設備、設置場所		2	2.0
令和 7 年度 事業計画及び 運営体制等	運営体制 (4/1)	主任介護支援専門員	3	3.0
		保健師	3	3.0
		社会福祉士	3	3.0
	(4/1～6/30)	同上	3	3.0
	(6/30)	主任介護支援専門員	3	3.0
		保健師	3	3.0
		社会福祉士	3	3.0
	法人の協力体制		5	5.0
	変化への対応力		5	5.0
	三職種のチームアプローチ体制		5	5.0
	地域ネットワークの活用及び構築		5	4.8
	ハウカツ同士での連携		5	4.2
総合評価（合計）			100	99.0

1 2 今後の方針

(1) 安定した運営の維持

引き続き、地域包括支援センターが実施している事業や運営状態を評価し、必要に応じて改善を行い、安定した運営と区民サービスの向上を目指す。

(2) 契約方法の変更

令和 7 年度から令和 14 年度にかけて、25 か所全ての契約方法を順次プロポーザル方式に切り替えていく。

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画策定支援委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課 高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課
内容	「足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画策定支援委託」プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 1 業務名 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に係る調査及び次期計画策定支援委託 2 業務目的 令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下、「計画」という）を策定する。 3 業務内容 (1) 高齢者等実態調査を実施し、調査対象者の意向、要望、現状等を把握する。 (2) 当該調査結果の分析や高齢者施策における各事業の成果等の評価を行い、その中から見えてくる今後の課題を抽出し、改善内容を検討する。 (3) 上記(1)(2)を踏まえ、計画を策定する。 4 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社 日本能率協会総合研究所 (代表者 譲原 正昭) (2) 所在地 東京都港区芝公園三丁目1番22号 5 申込事業者数 3事業者 6 提案価格 35,493,922円(税込) 7 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) 市区町村において策定が努力義務となっている「認知症施策推進基本計画」について、「高齢・介護計画」に組み込んで一体的に策定することが重要であるといった提案があった。
- (2) 主担当者の説明がわかりやすく丁寧であったこと、また、質問への回答が的確であったこと等が専門性や信頼感といった点で委員から高く評価された。

9 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和7年4月23日から令和7年5月8日まで

- (2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

開催回／開催日	内容	審査事業者数
第1回 令和7年4月22日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回 令和7年6月12日	第一次選考(提案書提出者の選定：書類審査)	3事業者
第3回 令和7年7月29日	第二次選考(事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング)	2事業者

イ 委員構成(計7名)

種別	氏名	役職等
学識経験者	酒井 雅男 【委員長】	弁護士
	白川 泰之 【副委員長】	日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授
	石阪 督規 【副委員長】	埼玉大学 基盤教育研究センター 教授
区民	小島 千恵子	足立区民生・児童委員協議会 第六合同竹の塚地区会長
	片野 和恵	足立区女性団体連合会会長
区職員	田ヶ谷 正	区民部長
	半貫 陽子	高齢者施策推進室長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙「提案書提出者選定結果(第一次)」及び「提案書特定結果(第二次)」のとおり

10 今後のスケジュール（予定）

日程	内容
令和7年9月	契約の締結
令和7年9月から 令和8年3月まで	高齢者等実態調査の設計、実施、分析
令和8年4月から 令和9年3月まで	① 高齢者等実態調査報告書の作成 ② 人口推計 ③ 給付データ分析 ④ 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 中間報告（案）の作成 ⑤ パブリックコメント ⑥ 公聴会 ⑦ 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定

提案書提出者選定結果（第一次）

項番	評価項目	評価配分	評価点		
			能率 (※1)	B者	C者
1	経営状況	20%	140	92	84
2	業務遂行力	20%	140	140	88
3	専任性	20%	108	108	88
4	業務執行技術力	20%	140	132	104
5	情報セキュリティ	10%	70	70	42
6	社会的貢献度	10%	42	32	32
評価点合計			640	574	438
加点（10%）			0	0	0
総合計			640	574	438
順位			1	2	3
選定結果			選定	選定	選定

【備考】

- ① 「能率」とは、「株式会社 日本能率協会総合研究所」のこと（※1）。

提案書特定結果（第二次）

項番	評価項目	評価項目	評価配分	評価点	
				E 者 (※1)	能率 (※2)
1	業務の理解度 (a)	業務の理解度は十分か	20%	84	136
2	管理体制 (b)	スケジュール調整及び進行管理の仕組みが整っているか	10%	44	58
		役割分担が明確で、連絡調整の仕組みが整っているか	5%	21	29
3	分析力 (c)	足立区の地域特性を踏まえて高齢者や介護等に対する現状分析を行い、課題を抽出することができるか	15%	78	75
4	提案内容の的確性 (d)	提案内容は具体的で実現可能なものか、また新たな視点や独創性はあるか	20%	84	136
		個人情報の管理方法は適切か	5%	33	34
5	コスト (e)	コストは妥当か	10%	70	42
6	説明力 (f)	論理的で分かりやすい説明か 質問に対して端的かつ明確に回答しているか	5%	20	31
7	資料作成能力 (g)	(図・表を含め) 提案書が分かりやすいか 誤字、脱字の有無	10%	36	56
評価点合計				470	597
加点 (2%~5%)				0	0
総合計				470	597
順位				2	1
結果					特定

【備考】

- ① 審査の都合上、表記を変えているが、「提案書提出者選定結果（第一次）」におけるB者と「提案書特定結果（第二次）」におけるE者は同じ事業者である（※1）。
- ② 「能率」とは、「株式会社 日本能率協会総合研究所」のこと（※2）。
- ③ 「提案書提出者選定結果（第一次）」におけるC者は、提案書提出前に辞退の申し出があったため、提案書の特定は2者で行った。

厚生委員会報告資料

令和7年8月20日

件 名	足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプラン（R6～R8）の取組み報告について																																	
所管部課	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																	
内 容	令和6年1月に生活保護費返還金（※）の第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度）を策定し、滞納対策の取組みを開始したため、令和6年度の実績について報告する。 ※ 虚偽の申告等により不正に保護費を受給した場合（強制徴収債権）や、年金・手当・給与等の収入や資産が保護費の受給後に判明した場合（非強制徴収債権）に生じる生活保護費の過払い金のこと。 1 収納率と債権額の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>債権額 (千円)</th><th>収納率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2 実績値</td><td>2,553,767</td><td>20.24%</td></tr><tr><td>R3 目標値</td><td>2,490,848</td><td>19.38%</td></tr><tr><td>R3 実績値</td><td>2,474,318</td><td>17.90%</td></tr><tr><td>R4 目標値</td><td>2,445,469</td><td>20.66%</td></tr><tr><td>R4 実績値</td><td>2,495,057</td><td>19.24%</td></tr><tr><td>R5 目標値</td><td>2,402,709</td><td>20.94%</td></tr><tr><td>R5 実績値</td><td>2,465,523</td><td>17.18%</td></tr><tr><td>R6 目標値</td><td>2,454,105</td><td>20.25%</td></tr><tr><td>R6 実績値</td><td>2,556,492</td><td>16.14%</td></tr><tr><td>R7 目標値</td><td>2,387,185</td><td>21.21%</td></tr></tbody></table> （1）令和6年度は、高額な不正受給が複数発覚したことなどにより現年度の生活保護法（以下、「法」という。）第78条徴収決定額（※）が増加したことや、不納欠損額が減少したことが影響し、前年度と比較して債権額が90,969千円増加した。 （2）収納率も低下しており、債権管理に関する研修の実施など各福祉課職員が収納率向上を意識して取り組める対策が不十分であることが一因と考えられる。 ※ 虚偽の申告等により不正に保護費を受給した場合に徴収決定される返還金（強制徴収債権）。	年度	債権額 (千円)	収納率 (%)	R2 実績値	2,553,767	20.24%	R3 目標値	2,490,848	19.38%	R3 実績値	2,474,318	17.90%	R4 目標値	2,445,469	20.66%	R4 実績値	2,495,057	19.24%	R5 目標値	2,402,709	20.94%	R5 実績値	2,465,523	17.18%	R6 目標値	2,454,105	20.25%	R6 実績値	2,556,492	16.14%	R7 目標値	2,387,185	21.21%
年度	債権額 (千円)	収納率 (%)																																
R2 実績値	2,553,767	20.24%																																
R3 目標値	2,490,848	19.38%																																
R3 実績値	2,474,318	17.90%																																
R4 目標値	2,445,469	20.66%																																
R4 実績値	2,495,057	19.24%																																
R5 目標値	2,402,709	20.94%																																
R5 実績値	2,465,523	17.18%																																
R6 目標値	2,454,105	20.25%																																
R6 実績値	2,556,492	16.14%																																
R7 目標値	2,387,185	21.21%																																

<参考>令和5年度までの推移

- (1) 令和3年度(取組み初年度)の債権の欠損実施により債権額が減少し、令和4年度の収納率が向上した。
- (2) 令和4年度は、債務者存命債権の徴収事務を進め即時消滅としなかったため、不納欠損額が減少し前年度に比べ債権額が増加した。
- (3) 令和5年度は、収納率が令和4年度より2.06ポイント下がったが債権整理を進めた結果、不納欠損が増加し債権額が減少した。

2 債権額の内訳(令和7年5月31日現在)

債権区分			件数	債権額	対応方法
A	強制徴収債権 (不正就労、虚偽 申告等で発生 差し押さえ可能)	受給者	1,670 件	589,496 千円	ケースワーカーか ら納付指導
B		廃止者	1,322 件	958,029 千円	高額または債務者 死亡案件⇒「(1) 区民部特別収納対 策課との連携」参照
C	非強制徴収債権 (上記以外)	受給者	4,756 件	405,128 千円	ケースワーカーか ら納付指導
D		廃止者	6,499 件	603,839 千円	「(2)滞納整理専 門員による相続人 調査実施」参照、 「(3)少額債権の 放棄」参照
債権合計			14,247 件	2,556,492 千円	

(1) 区民部特別収納対策課との連携

特別収納対策課の専門的な視点から、回収可否を判断、債権整理を実施した(上表B欄1,322件のうち高額または債務者死亡債権を令和6年度は100件移管)。

上表Bのうち、 高額または債務者死亡の債権			件数	金額
移管債権			100 件	88,638 千円
	調査完了		57 件	54,591 千円
		完済	1 件	1,394 千円
		分割納付	0 件	0 千円
		執行停止相当	56 件	53,197 千円
		(執行停止相当のうち) 不納欠損(※)	15 件	14,076 千円
調査継続			43 件	34,047 千円

※ 債務者死亡事案は即時消滅（不納欠損）、その他は執行停止後３年または時効により消滅する。

(２) 滞納整理専門員による相続人調査（※１）実施

令和４年８月から生活保護費滞納整理専門員（国税ＯＢ職員２名）を雇用し債務者死亡事案の相続人調査を開始。

上表Dのうち、 債務者死亡の債権		件数	金額
調査着手（※２）		93 件	13,242 千円
	調査完了	57 件	9,571 千円
	（調査完了のうち） 不納欠損	0 件	0 円
	調査継続中	36 件	3,671 千円

※１ 相続人調査とは、債務者が死亡している場合に、その相続人の有無を調べるもの。調査の範囲は第三順位まで（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）。相続人が不存在または相続放棄の意思を示している場合には、債権放棄及び不納欠損の処理をする。

※２ 令和６年度の着手件数

(３) 少額債権の放棄

債権管理条例に基づき５万円未満の少額債権を放棄した。

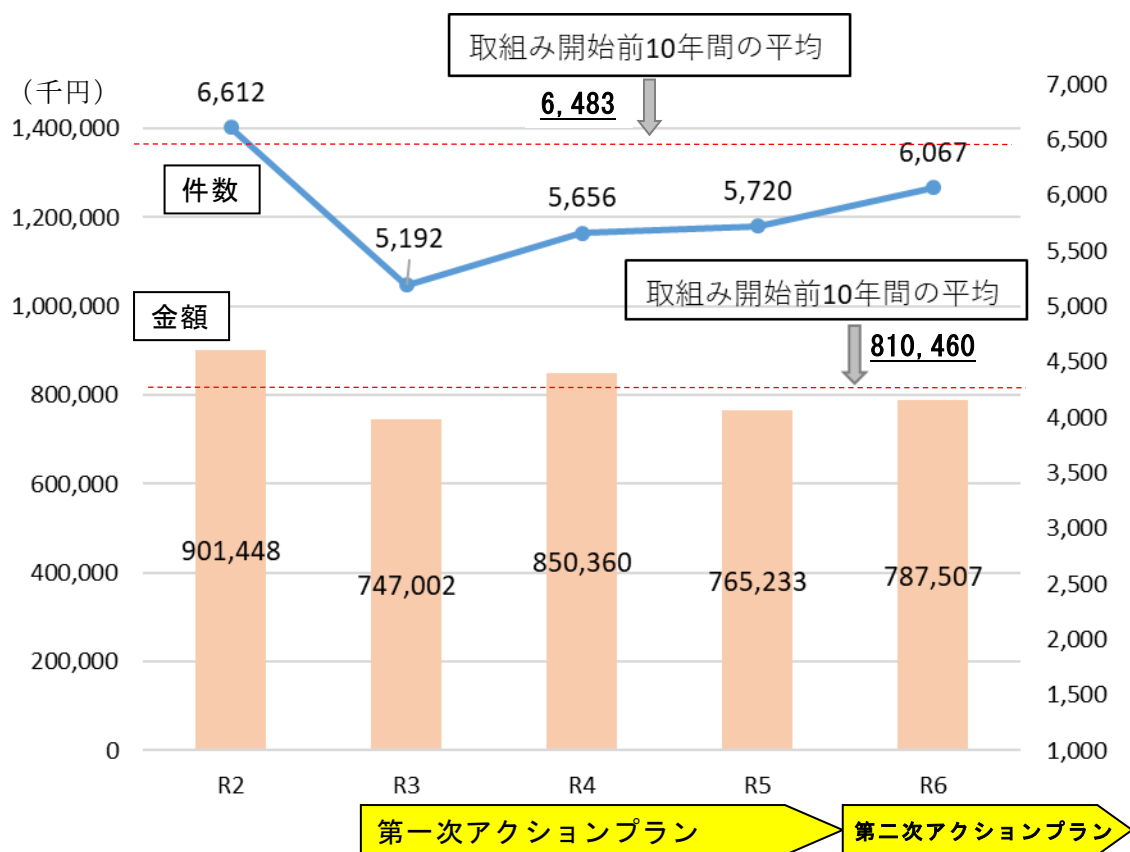
上表Dのうち、 少額の債権		件数	金額
少額債権合計（※１）		6,260 件	128,354 千円
	債権放棄、不納欠損 （※２）	143 件	2,937 千円
	納付指導継続	6,117 件	125,417 千円

※１ 令和７年６月１日現在の合計額

※２ 債務者が死亡、失踪、他団体で生活保護受給中の場合にのみ債権放棄した。

※３ 令和６年度より破産免責に関する情報取得について、官報に掲載された情報から該当者を把握する取組みを行い、その情報をもとに少額債権を含め積極的に債権放棄の処理を行った。

3 返還金（生活保護費の過払い金／各年度新規決定）発生状況

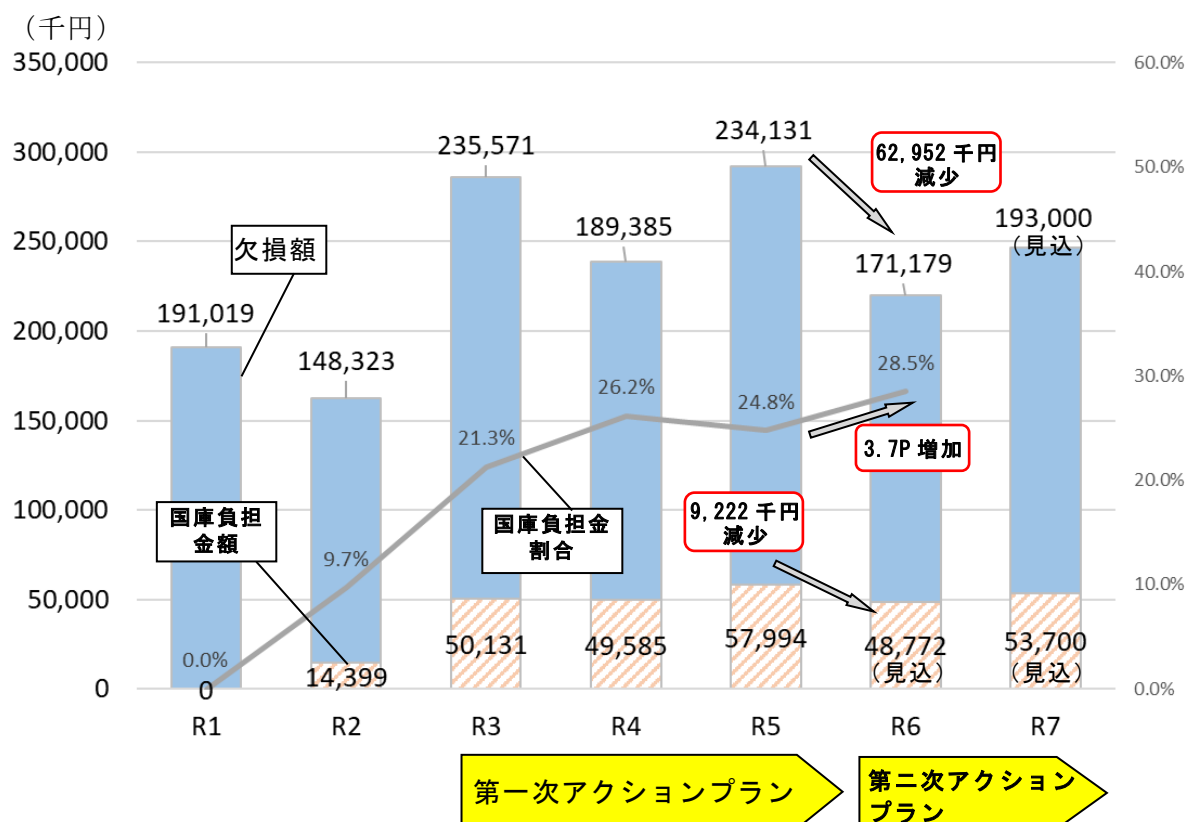


(1) 返還金については、令和3年度以降のアクションプランの取組みにより成果が表れ始めたが、令和6年度は発生額、件数ともに増加した。

(2) 返還金を新たに発生させない取組みにより、新規の法第63条返還決定額(※)が減少した一方で、長期間に亘る知人からの仕送り収入を隠すなど、悪質かつ高額な不正受給の発覚による法第78条徴収決定額が増加し、返還金額と件数の増加要因となった。

※ 生活保護受給中に年金・手当・給与等の収入や資産が判明した場合に生じる生活保護費の過払い金に対する返還金（非強制徴収債権）

4 不納欠損額に対する国庫負担金（収入）の推移



- (1) 令和3年度より適正な欠損処理（国が定める債権処理手順に基づく）を行い、それに伴い国庫負担金（※）が増加した。
- (2) 令和6年度は不納欠損額が前年より62,952千円減少したことに伴い、国庫負担金も9,222千円減少の見込みとなったが、適正な欠損処理により、不納欠損額のうち国庫負担金の割合は24.8Pから28.5Pとなり、3.7P増加した。

※ 国が定める適正な返還金等の債権管理手順（債権管理台帳の整備、督促状の送付、時効中断処理、相続人調査等）により不納欠損となった場合は国から欠損額の3/4が交付され区の収入となる。

5 令和7年度の取組み、今後の課題

第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度）により、引き続き返還金を発生させない取組みを強化し、さらなる債権管理の強化を図る。

- (1) 資産調査の集約（事務センター化）

ア 受給者の預貯金等の資産の一括調査

金融機関等への預貯金調査の電子化システム（pipitLINQ）により、一括調査および情報管理を行い、資産の早期把握と保護費の過払いを抑制する。

令和 6 年度	令和 7 年度	課題
中部第一福祉課・中部第二福祉課へ試験的に導入	全福祉課に展開	調査数の増加に伴い、事務処理量が増加。迅速な調査のため、運用方法の検討が必要。

イ 遡及年金の迅速な徴収

遡及して支給される年金を早期に返還決定する仕組みを構築し、滞納を防止する。

令和 6 年度	令和 7 年度	課題
中部第一福祉課・中部第二福祉課の年金調査専門員 4 名を事務センターに配置。運用方法を検討。	年金調査専門員を事務センターと各福祉課へ 1 名ずつ配置。遡及年金の管理シートを作成し、徴収までの後追いの仕組みを構築し、実施。	調査同意書や手続きに必要な資料等を事務センターで集約することが困難。受給者対応におけるケースワーカーへの支援も必要。

(2) 納付方法の多様化

コンビニ納付の導入により、返還金納付の利便性を上げ収納率の向上を目指す。

令和 6 年度	令和 7 年度	課題
導入検討	令和 8 年 1 月より運用開始。	支払方法の種類が増えることに伴う受給者への周知方法の検討と、運用面での安定稼働。

(3) ケースワーカーの債権に対する意識向上

第二次滞納対策アクションプランの推進にあたり、各福祉課職員の債権に対する意識を強化し、取組み項目についての理解と認識を深める。

令和 6 年度	令和 7 年度	課題
課長会等における定期的な収納率の報告、収納強化月間の取組みを実施。	令和 6 年度の取組みに加え、具体的な処理手順や事務フロー等について、債権管理の意識向上に向けた研修を実施。	研修後のモチベーションの継続、業務負担の増大を抑制する職場環境の整備。

＜参考＞第二次滞納対策アクションプランのポイント

取組の概要

- (1) 返還金を新たに発生させない取組み
 - ア 資産調査業務の集約により、保護申請時の財産の確認から債権回収までを一元管理
 - イ 預貯金調査の電子化による資産の早期把握と保護費の過払い抑制
 - ウ コンビニ納付等の納付方法の多様化
- (2) 累計債権額減少に向けた取組み
 - ア 特別収納対策課と連携し、積極的な財産調査と債務者の状況に応じた徴収を実施
 - イ 回復見込みのない債権については適正な手続きにより執行停止(※1)・債権放棄(※2)・不納欠損(※3)を実施

※1 財産調査の結果、回収の見込みがない場合に、国税徴収法第153条に基づき滞納処分の執行を停止すること。停止後3年間は、債務者の財産が増加した場合等を除き、催告を停止する。

※2 債務者が死亡や生活困窮等で回収の見込みがない場合に、足立区の債権の管理等に関する条例第14条に基づき徴収に係る権利を放棄すること。

※3 回収の見込みがない債権について、その債権額を除去する決算上の処理のこと。